

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることがある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在の特別養護老人ホームB（以下「事業場」という。）に雇用され、事務職員として業務に従事していた。
- 2 請求人は、平成〇年〇月〇日、Cクリニックを受診し、「うつ病」と診断された。請求人によれば、入職以後、理事長から、業務について厳しく叱責され、平成〇年〇月には、冬季賞与の事務処理を誤ったことで人格や人間性を否定するような叱責を受けたこと等から不眠等の症状が出現するようになったという。
- 3 本件は、請求人が精神障害を発病したのは業務上の事由によるものであるとして休業補償給付の請求をしたところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)
- 2 原処分庁
(略)

第4 争 点

請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人の精神障害の発病の有無及び発病時期について、労働局地方労災医員協議会精神障害専門部会（以下「専門部会」という。）は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、主治医らの意見及び請求人の症状の経過等を踏まえ、平成〇年〇月中旬頃に I C D – 1 0 診断ガイドラインの「F 3 2 うつ病エピソード」（以下「本件疾病」という。）を発病していたと述べている。

当審査会としても、請求人の症状及び発病の経緯とその後の治療経過等からみて、専門部会の見解は妥当であると判断する。

一方、請求人は、再審査請求の理由において、発病時期は平成〇年〇月下旬であり、主治医も発病時期は同年〇月頃であるとの見解である旨主張しているが、主治医は、面談聴取書において、発病時期は同年〇月であると述べており、請求人の主張は医学的な根拠に基づくものとは認め難く採用することはできない。

(2) ところで、精神障害の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成 2 3 年 1 2 月 2 6 日付け基発 1 2 2 6 第 1 号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えることから、以下、認定基準に基づき検討する。

(3) 請求人の本件疾病の発病前おおむね 6 か月間（以下「評価期間」という。）における認定基準別表 1 「業務による心理的負荷評価表」（以下「認定基準別表 1」という。）の「特別な出来事」の類型に示されている「心理的負荷が極度のもの」又は「極度の長時間労働」は認められず、「特別な出来事」は認められない。

(4) 請求人の評価期間における業務による心理的負荷をもたらす出来事として、

請求人は、①平成〇年〇月の入職時から理事長による叱責やいじめ・パワハラが繰り返され、同年〇月には、冬季賞与の事務処理を誤ったことで人格や人間性を否定するような叱責を受けた、②二人で担当していた業務を一人で担当するようになったと主張していることから、以下検討する。

ア 上記（4）①の出来事について、元事務長Dは、請求人は、理事長から言われてもすぐに理解ができず、ミスが多かったので叱責される理由はあると思うと述べており、同僚のEは、理事長はただ怒りっぽなだけでなく、その後、順序立てて説明していたと述べている。さらに、Fも、理事長からの叱責が指示の範囲かどうかは受け取る側によっても違うので何とも言えないが、精神的苦痛を感じることはなかったと述べている。これら関係者の申述から、理事長の叱責は、業務指導の範囲内である強い指導・叱責であるものの、業務に大きな支障を来たしたというような事実も認められない。また、平成〇年〇月の冬季賞与の際の事務処理のミスの叱責については、理事長からのメールの文面に、「とんま」という不適切な表現が含まれているが、当該メールを見ることができたのは請求人及びFのみで、繰り返し執拗に行われたものとは認められない。したがって、当審査会としても、これらの出来事を認定基準別表1の具体的な出来事「上司とのトラブルがあった」（平均的な心理的負荷の強度は「II」）に該当するとみて検討すると、その心理的負荷の総合評価は、「中」と判断する。

イ 上記（4）②の出来事について、Fは、他の職員も電話及び来客対応等を行っていたと述べ、施設長も請求人の仕事への影響はそれほど大きくなかったと思うと述べており、請求人のみ明らかな業務の増加があったとは認められない。当審査会としても、認定基準別表1の具体的な出来事「複数名で担当していた業務を一人で担当するようになった」（平均的な心理的負荷の強度は「II」）に該当するとみて検討すると、決定書理由に説示するとおり、その心理的負荷の総合評価は「弱」とあると判断する。

（5）よって、上記（4）のとおり、評価期間内における業務による心理的負荷は、「中」の出来事が1つと「弱」の出来事が1つ認められるが、当審査会としても、決定書理由に説示するとおり、心理的負荷の評価の全体評価は「中」であり、請求人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められないと判断する。

(6) 請求人のその余の主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するに足るものは見いだすことができなかつた。

3 結論

以上のとおり、本件処分は妥当であつて、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。